

新（令和6年10月1日改訂）	旧（令和5年10月1日）	備考
<p data-bbox="510 688 1056 747">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="611 1486 952 1528">令和6年10月1日</p> <p data-bbox="549 1604 1018 1663">愛知県建設局</p>	<p data-bbox="1659 688 2205 747">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1760 1486 2101 1528">令和5年10月1日</p> <p data-bbox="1697 1604 2166 1663">愛知県建設局</p>	

新（令和6年10月1日改訂）	旧（令和5年10月1日）	
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第101条 適用 1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の発注する測量業務に係る愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第122条 条件変更等 3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。</p> <p>第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和6年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第101条 適用 1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、愛知県建設局、都市整備局及び建築局の発注する測量業務に係る愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第122条 条件変更等 3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。</p> <p>第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和4年2月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	

新（令和6年10月1日改定）	旧（令和5年10月1日改定）	備考
<p data-bbox="359 730 1210 793">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="611 1619 952 1661">令和6年10月1日</p> <p data-bbox="546 1738 1020 1793">愛知県建設局</p>	<p data-bbox="1510 730 2362 793">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1762 1619 2104 1661">令和5年10月1日</p> <p data-bbox="1697 1738 2172 1793">愛知県建設局</p>	

目 次

第4章 サウンディング.....23

第1節 標準貫入試験.....23

第401条 目的.....23

第402条 試験等.....23

第403条 成果物.....24

第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験).....24

第404条 目的.....24

第405条 試験等.....24

第406条 成果物.....24

第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験.....24

第407条 目的.....24

第408条 試験等.....24

第409条 成果物.....25

第4節 ポータブルコーン貫入試験.....25

第410条 目的.....25

第411条 試験等.....25

第412条 成果物.....25

第5節 簡易動的コーン貫入試験.....25

第413条 目的.....25

第414条 試験等.....25

第415条 成果物.....26

第1章 総 則

第122条 条件変更等

3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の

目 次

第4章 サウンディング..... 23

第1節 標準貫入試験..... 23

第401条 目的..... 23

第402条 試験等..... 23

第403条 成果物..... 24

第2節 スウェーデン式サウンディング試験..... 24

第404条 目的..... 24

第405条 試験等..... 24

第406条 成果物..... 24

第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験.....24

第407条 目的..... 24

第408条 試験等..... 24

第409条 成果物..... 25

第4節 ポータブルコーン貫入試験..... 25

第410条 目的..... 25

第411条 試験等..... 25

第412条 成果物..... 25

第5節 簡易動的コーン貫入試験..... 25

第413条 目的..... 25

第414条 試験等..... 25

第415条 成果物..... 26

第1章 総 則

第122条 条件変更等

3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用

個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 133 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 6 年 3 月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

第 5 章 原位置試験

第 1 節 孔内載荷試験

第 502 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して行うものとする。

第 503 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して整理し提出するものとする。

第 2 節 地盤の平板載荷試験

第 505 条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521(平板載荷試験方法)に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215(道路の平板載荷試験方法)に準拠して行うものとする。

等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 133 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 4 年 2 月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

第 5 章 原位置試験

第 1 節 孔内載荷試験

第 502 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、[JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」](#)及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して行うものとする。

第 503 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、[JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」](#)及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して整理し提出するものとする。

第 2 節 地盤の平板載荷試験

第 505 条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521([地盤の平板載荷試験方法](#))に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215(道路の平板載荷試験方法)に準拠して行うものとする。

第 506 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。

第 8 章 物理探査

第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第 804 条 業務内容

7. 報告書作成
第 802 条第 8 項に準じるものとする。

第 506 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（**地盤**の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。

第 8 章 物理探査

第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第 804 条 業務内容

7. 報告書作成
第 802 条第 7 項に準じるものとする。

新（令和6年10月1日改定）	旧（令和5年10月1日改定）	備考
<p data-bbox="492 520 1101 583">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="620 1409 967 1451">令和6年10月1日</p> <p data-bbox="557 1528 1032 1583">愛知県建設局</p>	<p data-bbox="1665 520 2273 583">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1792 1409 2139 1451">令和5年10月1日</p> <p data-bbox="1730 1528 2205 1583">愛知県建設局</p>	

新（令和6年10月1日改定）	旧（令和5年10月1日改定）	備 考
目 次	目 次	
第1章 総則..... 1	第1章 総則..... 1	
第1101条 適用..... 1	第1101条 適用..... 1	
第1102条 用語の定義..... 1	第1102条 用語の定義..... 1	
第1103条 受発注者の責務..... 4	第1103条 受発注者の責務..... 4	
第1104条 業務の着手..... 4	第1104条 業務の着手..... 4	
第1105条 設計図書の支給及び点検..... 4	第1105条 設計図書の支給及び点検..... 4	
第1106条 監督員..... 4	第1106条 監督員..... 4	
第1107条 管理技術者..... 5	第1107条 管理技術者..... 5	
第1108条 照査技術者及び照査の実施..... 5	第1108条 照査技術者及び照査の実施..... 5	
第1109条 担当技術者..... 6	第1109条 担当技術者..... 6	
第1110条 提出書類..... 7	第1110条 提出書類..... 7	
第1111条 打合せ等..... 7	第1111条 打合せ等..... 7	
第1112条 業務計画書..... 8	第1112条 業務計画書..... 8	
第1113条 資料の貸与及び返却..... 8	第1113条 資料の貸与及び返却..... 8	
第1114条 関係官公庁への手続き等..... 9	第1114条 関係官公庁への手続き等..... 9	
第1115条 地元関係者との交渉等..... 9	第1115条 地元関係者との交渉等..... 9	
第1116条 土地への立入り等..... 9	第1116条 土地への立入り等..... 9	
第1117条 成果物の提出..... 10	第1117条 成果物の提出..... 10	
第1118条 関連法令及び条例の遵守..... 10	第1118条 関連法令及び条例の遵守..... 10	
第1119条 検査..... 10	第1119条 検査..... 10	
第1120条 修補..... 11	第1120条 修補..... 11	
第1121条 条件変更等..... 11	第1121条 条件変更等..... 11	
第1122条 契約変更..... 11	第1122条 契約変更..... 11	
第1123条 履行期間の変更..... 11	第1123条 履行期間の変更..... 11	
第1124条 一時中止..... 12	第1124条 一時中止..... 12	
第1125条 発注者の賠償責任..... 12	第1125条 発注者の賠償責任..... 12	
第1126条 受注者の賠償責任等..... 12	第1126条 受注者の賠償責任等..... 12	
第1127条 部分使用..... 12	第1127条 部分使用..... 12	
第1128条 再委託..... 13	第1128条 再委託..... 13	
第1129条 成果物の使用等..... 13	第1129条 成果物の使用等..... 13	
第1130条 守秘義務..... 13	第1130条 守秘義務..... 13	
第1131条 個人情報の取扱い..... 14	第1131条 個人情報の取扱い..... 14	
第1132条 安全等の確保..... 15	第1132条 安全等の確保..... 15	
第1133条 臨機の措置..... 16	第1133条 臨機の措置..... 16	

新（令和6年10月1日改定）	旧（令和5年10月1日改定）	備 考			
第 1134 条 履行報告..... 16	第 1134 条 履行報告 16				
第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 16	第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 16				
第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化..... 17	第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化..... 17				
第 1137 条 低入札価格調査への協力 18	第 1137 条 低入札価格調査への協力 18				
第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置..... 18	第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 18				
第 1139 条 保険加入の義務..... 18	第 1139 条 保険加入の義務..... 18				
第 1140 条 新技術の活用について..... 18	第 1140 条 新技術の活用について..... 18				
第 2 章 設計業務等一般..... 19	第 2 章 設計業務等一般..... 19				
第 1201 条 使用する技術基準等 19	第 1201 条 使用する技術基準等 19				
第 1202 条 現地踏査 19	第 1202 条 現地踏査 19				
第 1203 条 設計業務等の種類..... 19	第 1203 条 設計業務等の種類..... 19				
第 1204 条 調査業務の内容 19	第 1204 条 調査業務の内容 19				
第 1205 条 計画業務の内容 19	第 1205 条 計画業務の内容 19				
第 1206 条 設計業務の内容 19	第 1206 条 設計業務の内容 19				
第 1207 条 調査業務の条件 20	第 1207 条 調査業務の条件 20				
第 1208 条 計画業務の条件 20	第 1208 条 計画業務の条件 20				
第 1209 条 設計業務の条件 20	第 1209 条 設計業務の条件 20				
第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果..... 22	第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果 22				
第 1211 条 設計業務の成果..... 22	第 1211 条 設計業務の成果..... 22				
第 1212 条 環境配慮の条件 23	第 1212 条 環境配慮の条件 23				
第 1213 条 維持管理への配慮..... 23	第 1213 条 維持管理への配慮..... 23				
主要技術基準及び参考図書 24	主要技術基準及び参考図書 24				
<p>第 2 編 河川編から第 6 編 道路編については【国土交通省土木設計業務等共通仕様書】を準用すること。 また、文中に記載されている以下の字句については、左段を右段に読み替えて使用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">調査職員</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">監督員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1101 条 適用</p> <p>1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、愛知県建設局及び都市・交通局の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の</p>			調査職員	→	監督員
調査職員	→	監督員			
<p>第 2 編 河川編から第 6 編 道路編については【国土交通省設計業務等共通仕様書】を準用すること。 また、文中に記載されている以下の字句については、左段を右段に読み替えて使用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">調査職員</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">監督員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1101 条 適用</p> <p>1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、愛知県建設局及び都市整備局の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必</p>			調査職員	→	監督員
調査職員	→	監督員			

新（令和6年10月1日改定）	旧（令和5年10月1日改定）	備考
<p>必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）*、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）*等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」（令和4年3月・国土交通省大臣官房技術調査課監修）に基づき実施するものとする。</p> <p>I 樋門・樋管詳細設計 II 排水機場詳細設計 III 築堤護岸詳細設計 IV 道路詳細設計（平面交差点を含む） V 橋梁詳細設計 VI 山岳トンネル詳細設計 VII 共同溝詳細設計 VIII 仮設構造物詳細設計</p> <p>第1121条 条件変更等</p> <p>3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよ</p>	<p>要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）*、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）*等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</p> <p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」（平成29年3月・国土交通省大臣官房技術調査課監修）に基づき実施するものとする。</p> <p>I 樋門・樋管詳細設計 II 排水機場詳細設計 III 築堤護岸詳細設計 IV 道路詳細設計（平面交差点を含む） V 橋梁詳細設計 VI 山岳トンネル詳細設計 VII 共同溝詳細設計 VIII 仮設構造物詳細設計</p> <p>第1121条 条件変更等</p> <p>3. 同上第1項及び第2項の手続きは、「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよ</p>	

新（令和6年10月1日改定）			旧（令和5年10月1日改定）			備考
<p>う、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>主要技術基準及び参考図書</p>			<p>う、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>主要技術基準及び参考図書</p>			
〔1〕 共通			〔1〕 共通			
No.	名 称	編集又は発行所名	No.	名 称	編集又は発行所名	
3	水理公式集 2018年版	土木学会	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	
16	公共測量 作業規定の準則（令和5年3月31日改正版）解説と運用 基準点測量、応用測量	日本測量協会	16	公共測量 作業規定の準則（平成28年3月31日改正版）解説と運用 基準点測量、応用測量	日本測量協会	
17	公共測量 作業規定の準則（令和5年3月31日改正版）解説と運用 地形測量及び写真測量	日本測量協会	17	公共測量 作業規定の準則（平成28年3月31日改正版）解説と運用 地形測量及び写真測量	日本測量協会	
21	2023年制定コンクリート標準示方書（施工編）	土木学会	21	2017年制定コンクリート標準示方書（施工編）	土木学会	
22	2023年制定舗装標準示方書	土木学会	22	2014年制定舗装標準示方書	土木学会	
23	2022年制定コンクリート標準示方書（設計編）	土木学会	23	2017年制定コンクリート標準示方書（設計編）	土木学会	
24	2023年制定コンクリート標準示方書（土木学会規準および関連規準）+（JIS規格集）	土木学会	24	2018年制定コンクリート標準示方書（土木学会規準および関連規準）+（JIS規格集）	土木学会	
25	2023年制定コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	土木学会	25	2013年制定コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	土木学会	
26	2022年制定コンクリート標準示方書（維持管理編）	土木学会	26	2018年制定コンクリート標準示方書（維持管理編）	土木学会	
27	2022年制定コンクリート標準示方書（基本原則編）	土木学会	27	2017年制定コンクリート標準示方書（基本原則編）	土木学会	
56	日本建設機械要覧 2022年版	日本建設機械施工協会	56	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	
69	面的評価支援システム操作マニュアル（本編） Ver. 5.2.2	環境省水・大気環境局	69	面的評価支援システム操作マニュアル（本編） Ver. 4.0.1	環境省水・大気環境局	
82	愛知県公共事業景観整備指針	愛知県	82	愛知県公共事業景観整備指針（案）	愛知県	
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
No.	名 称	編集又は発行所名	No.	名 称	編集又は発行所名	
17	数字で見る港湾 2023	日本港湾協会	17	数字で見る港湾 2020	日本港湾協会	

新（令和6年10月1日改定）			旧（令和5年10月1日改定）			備考
64	漁港海岸事業設計の手引 令和2年度版	全国漁港漁場協会	64	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全国漁港漁場協会	
113	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	113	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	
167	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 11	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	167	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	
174	河川構造物設計要領	国土交通省中部地方整備局				
175	河川設計等の手引き	愛知県建設局				
〔3〕道路関係						〔3〕道路関係
No.	名 称	編集又は発行所名	No.	名 称	編集又は発行所名	
10	交通工学ハンドブック 2014 DVD-ROM版	交通工学研究会	10	交通工学ハンドブック 2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	
20	全国道路街路交通情勢調査実施要綱	国土交通省	20	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査偏）	国土交通省	
25	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土木研究センター	25	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	
26	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 第2回改訂版	土木研究センター	26	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	
31	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第4版	土木研究センター	31	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	
89	舗装再生便覧	日本道路協会	89	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査（調査偏）	国土交通省	
91	道路震災対策便覧（震災復旧編）令和4年度改訂版	日本道路協会	91	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日本道路協会	
114	道路構造の手引き	愛知県建設局	114	道路構造の手引	愛知県建設局	
115	橋梁設計の手引き	愛知県建設局	115	橋梁設計の手引	愛知県建設局	

新（令和6年10月1日改定）			旧（令和5年10月1日改定）			備考
123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局	123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・技術課	
124	道路橋定期点検要領	国土交通省道路局	124	橋梁定期点検要領(案)	国土交通省道路局国道・技術課	
125	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局	125	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	
126	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国土交通省道路局	126	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	
127	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	国土交通省道路局	127	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	
128	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局	128	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	
129	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国土交通省道路局	129	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	
130	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国土交通省道路局	130	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局	131	橋梁点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局	132	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
133	横断歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局	133	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
134	門型標識等定期点検要領	国土交通省道路局	134	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
135	小規模附属物点検要領	国土交通省道路局	135	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	
136	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局	136	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	
137	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局	137	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編-（平成25年版）	日本道路協会	
138	舗装点検要領	国土交通省道路局	138	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	
139	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	139	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	
140	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編-（平成25年版）	日本道路協会	140	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	
141	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	141	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	
142	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	142	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	
143	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会				
144	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局				
145	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局				

新（令和6年10月1日改定）			旧（令和5年10月1日改定）			備考
146	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	143	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	
147	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局、警察庁 交通局	144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局、警察庁 交通局	
148	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局、警察庁 交通局	
149	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	145	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	
150	PC コンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリ ート建設業協会	146	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	
151	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	147	PC コンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリ ート建設業協会	
152	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の 抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・ 防災課、高速道路課 課長 補佐	148	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	
153	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	149	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の 抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・ 防災課、高速道路課 課長 補佐	
〔4〕電気・機械・設備等			〔4〕電気・機械・設備等			
No.	名 称	編集又は発行所名	No.	名 称	編集又は発行所名	
3	内線規程 JEAC 8001-2022	日本電気協会	3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	
4	電気通信設備工事共通仕様書令和6年版	国土交通省	4	電気通信設備工事共通仕様書平成31年版	国土交通省	
6	建築設備設計基準令和6年版	国土交通省	6	建築設備設計基準平成30年版	国土交通省	
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕令和4年 版	国土交通省	7	公共建築設備工事標準仕様書〔電気設備工事編〕平成 31年版	国土交通省	
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕令和4年 版	国土交通省	8	公共建築設備工事標準仕様書〔機械設備工事編〕平成 31年版	国土交通省	
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕令和4年 版	国土交通省	9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年 版	国土交通省	
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕令和4年 版	国土交通省	10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年 版	国土交通省	

新（令和6年10月1日改訂）	旧（令和5年10月1日）	備 考
<p data-bbox="418 688 1145 751">発注者支援業務共通仕様書</p> <p data-bbox="611 1486 952 1533">令和6年10月1日</p> <p data-bbox="546 1604 1018 1663">愛知県建設局</p>	<p data-bbox="1567 688 2294 751">発注者支援業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1760 1486 2101 1533">令和5年10月1日</p> <p data-bbox="1694 1604 2166 1663">愛知県建設局</p>	

新（令和6年10月1日改訂）	旧（令和5年10月1日）	
<p style="text-align: center;">第3章 積算資料作成業務</p> <p>第1150条 適切な技術者の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。 3. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術者経歴・職歴 (2) 受注者との雇用形態 (3) 資本面・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項 <p>第3003条 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連工事の把握 発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。 (2) 新技術及び特許工法等の把握 新技術（NETIS 登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む）が指定されている場合は、作成する工事図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。 (3) 発注者が貸与する工事に関する設計成果の瑕疵について 本業務は、発注者が貸与する工事に関する設計成果の瑕疵についての責務を負うものではない。 2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。 3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・積算基準及び歩掛表 ・建設機械等損料算定表（最新版） ・土木工事標準仕様書 ・土木工事数量算出要領（案） 	<p style="text-align: center;">第3章 積算資料作成業務</p> <p>第1150条 適切な技術者の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。 2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術者経歴・職歴 (2) 受注者との雇用形態 (3) 資本面・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項 <p>第3003条 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連工事の把握 発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。 (2) 新技術及び特許工法等の把握 新技術（NETIS 登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む）が指定されている場合は、作成する工事図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。 (3) 発注者が貸与する工事に関する設計成果の瑕疵について 本業務は、発注者が貸与する工事に関する設計成果の瑕疵についての責務を負うものではない。 2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。 3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・積算基準及び歩掛表（その1）～（その3） ・建設機械等損料算定表（最新版） ・土木工事標準仕様書 ・土木工事数量算出要領（案） 	